これまで支援の手が届いていなかった子どもたちを支援する仕組みづくり

資　料　3－3

これまでの取組

支援機関が把握できず、支援が届かないケース

中学卒業後、県内に就職して、その後、離職した者

支援機関（若者サポートステーション　等）

高校を中途退学して、進路が未定の者（※県立学校を除く）

※県立は中途退学者をつなぐシステム有り

把握ができない
支援が届かない

状況把握　アプローチ　情報提供　情報共有

中学校（教頭、進路指導担当、生徒指導担当など）

市町村教育委員会（少年補導育成センター）

各経済団体（各企業等）

中学校が少なくとも卒業後1年間、対象の子どもに連絡、状況を把握する。

各企業等から市町村教育委員会に、対象の子どもの離職情報が提供されるよう、各経済団体等の協力を得て、協定（離職の際には本人が中学校に伝える、企業から中学校に伝えるなど）を締結するなどの仕組みづくりが考えられる。

情報提供　アプローチ

私立・国立・市立 高　校（教頭、進路指導担当、生徒指導担当など）　同意書　**本人 保護者**

対象の子どもが中途退学する場合に、本人又は保護者から同意書をとり、支援機関に情報提供を行うことについて、はたらきかけを強化する。

課題と対策①

【課題】支援機関がアプローチをしても支援を拒まれるケースがある

⇒ 支援が届いていない状況について、居住のある市町村に情報提供できるようにする必要がある。

支援が必要と思われる者　何度アプローチを試みても、支援を拒まれる。　**支援機関**（若者サポートステーション　等）

個人情報を提供・共有できる仕組みを検討

課題と対策②

【課題】中途退学する段階で同意書がとりにくい状況がある

⇒ 本人や保護者から同意が得られやすい時期についての検討や、説明の仕方について工夫する必要がある。

情報提供　**私立・国立・市立 高　校**　同意書　**本人 保護者**

学校を離れた後、5年間は支援が受けられるよう、市町村及び支援機関に対し情報提供することについて、入学時に同意書をとる。

今後強化する取組

教育と福祉の連携による子どもの見守り支援

市町村教育委員会

○管内の中卒進路未定者が卒業する際に、本人又は保護者から同意書をとる。
○市町村の児童相談部署に、中卒進路未定者についての情報提供をする。
○対象の子どもの支援状況について、市町村の児童相談部署と定期的に情報共有する。

情報提供　支援状況確認

市町村の児童相談部署（市町村子ども家庭総合支援拠点）

○子ども家庭支援全般にかかる業務
・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
○要支援児童及び要保護児童等への支援業務
・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市町村が行う指導
○関係機関との連絡調整
支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
○その他必要な支援
・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援

連携

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応
【構成メンバー】
児童相談所、保健機関、医療機関、保育所・幼稚園、警察、学校、教育委員会、民生児童委員、弁護士会、児童養護施設　など

子どもの自立に向けた継続的な支援が適切にできるよう、市町村ごとに支援機関による連携体制を構築